

- 都道府県医師修学資金等の貸与を受けた医師及び自治医科大学卒医師の配置については、医療法及び厚生労働省医政局の通知に基づき、県が設置する「地域医療対策協議会」において協議の上、決定。
- 山形県医師修学資金の貸与を受けた医師の派遣先の基本的な考え方は、医療法の規定に基づく医療計画の一部である「山形県医師確保計画」において、「日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本」と明記。

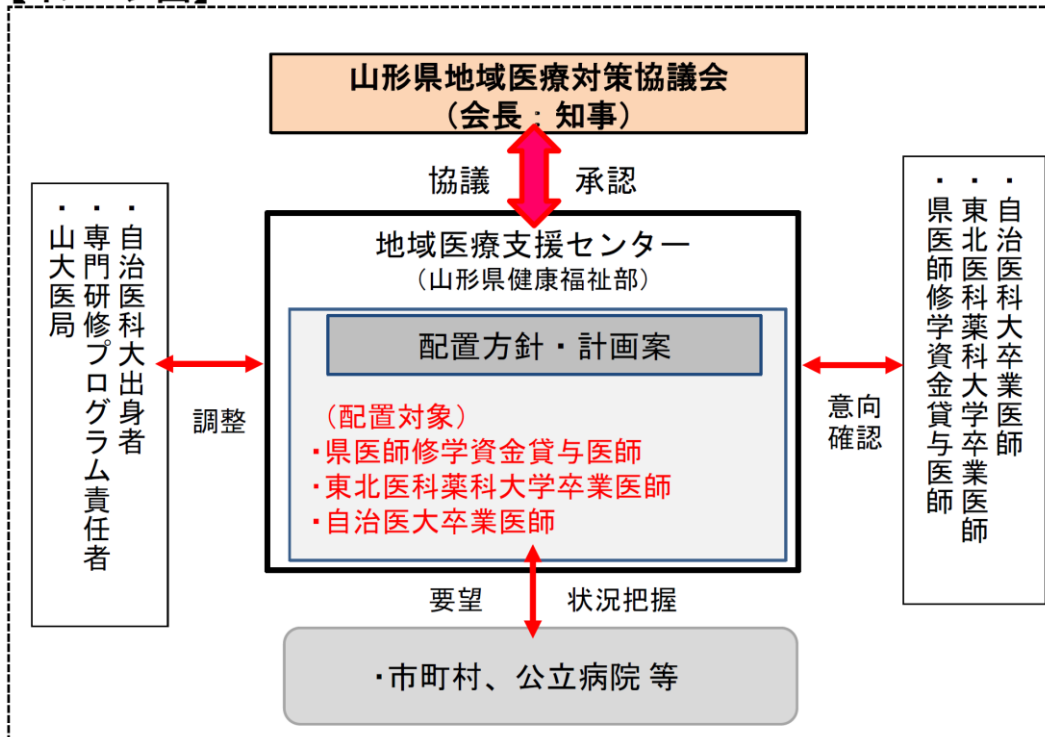
【配置方針(案)】 R8 配置対象医師数：109人(予定) (R7対象医師数：99人)

(①県修学資金貸与医師 75人(③を除く) ②自治医科大卒医師 17人 ③東北医科薬科大卒医師17人)

※③東北医科薬科大17人の内訳(A方式：2人、B方式(県修学資金)：13人、一般枠(県修学資金)：2人)

- ➡ 医師個人の意向聴取、関係者との調整、市町村等からの要望を踏まえ、県内の医師不足の解消に資する配置計画を策定していく。

【イメージ図】



○医療法

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場(次項において「地域医療対策協議会」という。)を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

一～九 一略一

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 一略一

二 医師の派遣に関する事項 三～七 一略一

○「地域医療対策協議会運営指針について(H30.7厚労省通知)」

(3) 医師の派遣に関する事項(抜粋)

ク 都道府県における医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一程度反映されるよう、地域医療支援センター(※山形県健康福祉部)が策定した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定する。

○「第8次前期 山形県医師確保計画(R6.3策定)」

第6 目標達成のための必要な施策(1 短期的施策)

- ・山形県医師修学資金について、医師少数区域等での勤務と、専門医の取得などの医師としてのキャリア形成との両立が可能となるキャリア形成プログラムを運用します。なお、臨床研修後の県内勤務は、日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本とします。

【令和8年度自治医科大卒医師配置計画(案) R7.7現在】

○ 令和8年度医師配置(中間案)は、自治医科大卒医師10名の配置枠を先行して示すもの。

	医療機関名 (●:医師少数区域(スポット)医療機関) (◆:へき地医療拠点病院)	R7 (修学資金 貸与医師 等配置後)	R8 (中間案)	備考
村山	山形大学医学部附属病院	25	-	
	県立中央病院 ◆	12	-	
	山形市立病院済生館	4	-	
	山形済生病院	1	-	
	みゆき会病院 ●	-	-	
	寒河江市立病院 ●	-	-	
	県立河北病院 ●	6	-	
	西川町立病院 ●	1	-	
	朝日町立病院 ●	1	1	自治医科大卒医師1
	北村山公立病院 ●	-	1	自治医科大卒医師1
最上	県立新庄病院 ●◆	8	1	自治医科大卒医師1
	最上町立最上病院 ●	-	1	自治医科大卒医師1
	町立真室川病院 ●	-	1	自治医科大卒医師1
	町立金山診療所 ●	1	1	自治医科大卒医師1
	大蔵村診療所 ●	1	1	自治医科大卒医師1
置賜	米沢市立病院 ●	2	-	
	公立置賜総合病院 ●◆	5	-	
	小国町立病院 ●	2	2	自治医科大卒医師2
	白鷹町立病院 ●	-	-	
庄内	県立こころの医療センター ●	-	-	
	鶴岡市立荘内病院 ●	2	-	
	(地独) 山形県・酒田市 病院機構	日本海総合病院 ●◆	14	-
		日本海八幡クリニック ●	1	自治医科大卒医師1
県外医療機関での研修等による義務消化中断医師		13		
調整中(修学資金貸与医師等)		-	99	※ 今年度末に開催予定の地域医療対策協議会 において最終案として協議
計		99	109	

【参考】配置対象義務内医師内訳

＜＜令和7年度配置対象者＞＞

区分	修学資金 貸与者	自治医科大 卒	東北医科 薬科大卒	合計
専門研修医	45	7	9	61
その他 (専門研修修了者等)	27	11	0	38
合計	72	18	9	99

＜＜令和8年度配置対象者(見込み)＞＞

区分	修学資金 貸与者	自治医科大 卒	東北医科 薬科大卒	合計
臨床研修医 (R8配置対象者)	10	2	8	20
専門研修医	44	7	9	60
その他 (専門研修修了者等)	21	8	0	29
合計	75	17	17	109

※ 東北医科薬科大卒医師については、本県修学資金の貸与者等を計上している。また、当該医師については修学資金貸与者の欄には計上していない。